

本紙12月15日号5ページに掲載した、大室公園国民家園の業務日に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。
誤正 年始 1月8日(休)から
 年始 1月10日(出)から

お知らせ

国保の出産育児一時金の変更

ことしから産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合の出産育児一時金の額が、39万円から40万4,000円に変更になりました。なお、同制度に加入している医療機関などで出産した場合は、42万円のままです。
 国民健康保険課 ☎027-898-6249

県の最低賃金が改正

県の最低賃金(地域別)が時給721円に、特定最低賃金(産業別)は次のとおり改正されました。
 特定最低賃金(時給) Ⅱ(製鋼・鉄素形材製造業) 828円(一般機械器具製造業) 817円(電気機械器具製造業) 815円(輸送用機械器具製造業) 817円
 群馬労働局 ☎027-210-5005

まちなかサロンが移転

芸術・文化活動やまちづくり活動の拠点として活用されている



施設利用例

農業センサスにご協力を

農業の国勢調査といわれる農業センサスが、2月1日を基準日に、全国一斉に実施されます。これは、5年ごとに実施される調査で、結果は今後の農業の政策に役立てられます。なお、提出された調査票は、統計法に基づき内容の秘密は厳守され、統計以外の目的には使用されません。1月中旬から調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。
 情報政策課 ☎027-898-6518

保育士や介護職の就職面接会

保育士や介護職への就職希望者を対象に、保育園・福祉事業所などの就職面接会を開催します。
 日時 Ⅱ 1月18日(日) (①保育士) 午前10時30分～午後0時30分 (②介護職) 午後1時30分～3時30分
 会場 Ⅱ 県勤労福祉センター(野中町)
 対象 Ⅱ ①は保育士資格のある人 ②は一般



市立図書館各分館が臨時休館

1月19日(月)から22日(木)まで、蔵書整理のため市立図書館各分館は休館します。市立図書館と前橋こども図書館は通常通りです。
 市立図書館 ☎027-224-4311

都市計画の閲覧と公聴会

本市の都市計画マスタープラン改訂版の案がまとまりました。この閲覧と公聴会を行います。

市長コラム



私が市長に就任してから三度目の新春です。「市民の皆さんはそれぞれの希望に近づけたのかな?」「私たち市役所が市民の皆さんのお役に立てたのかな?」と毎日、私は思います。コツコツと努力を積み重ねましたが、まだまだです。一方で、自らの力で問題を解決する市民の姿に励まされることがあります。皆さんを励ます側の私が励まされる。この事実に対し、新年を迎えて、『もっと頑張ろう。』と誓います。皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

山本 龍

結ぶ手に 道を知る ふるさと路

国保税を年金から天引き

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)を行います。仮徴収額は本年度の税額を基に算出します。特別徴収対象者 Ⅱ 次の全てを満たす人。①世帯の国保加入者が全員65歳以上74歳未満 ②世帯主が国保加入者 ③世帯主の年金受給額が年額18万円以上 ④介護保険料との天引き合算額が年金受給額の2分の1を超えない(来年度中に75歳になる人のある世帯は除く)
 徴収月 Ⅱ 下表のとおり

納付方法の選択
 特別徴収の対象者は口座振替による納付も選べます(納付書払いへの変更は不可)。希望する人は、「国民健康保険納付方法変更申出書」を市役所国民健康保険課各支所へ提出してください。
 また、新規に口座振替を希望する人や、口座の変更を希望する人は、金融機関への申し込みが必要です。
 国民健康保険課 ☎027-898-6250

平成27年度国民健康保険税特別徴収月		
対象者	仮徴収	本徴収
①平成26年度特別徴収の人	4・6・8月	10・12月・来年2月
②平成26年4月2日～10月1日に要件を満たした人	6・8月	
平成26年10月2日～12月1日に要件を満たした人	8月	
平成26年12月2日～平成27年2月1日に要件を満たした人	8月	

※特別徴収の対象者には、事前に「国民健康保険税特別徴収開始兼仮徴収額決定通知」を郵送します。なお、現在、特別徴収の人の仮徴収税額は2月に徴収する税額と同額です。改めて仮徴収税額をお知らせすることはありません。

区画整理審議会委員の選挙

元総社蒼海土地区画整理審議会委員の選挙を行います。
 選挙期日 Ⅱ 4月19日(日)
 選挙される委員 Ⅱ 12人
 選挙人名簿の縦覧と異議の申し出 Ⅱ 2月13日(金)～26日(木)、市役所区画整理第二課
 立候補届の受け付け Ⅱ 3月11日(水)～20日(金)、同課
 選挙人名簿の登録手続き
 選挙人名簿を確定するため、次の人は書類を提出してください。①未登記の借地権がある人は、2月3日(火)までに借地権の申告②共有の所有権(借地権)がある人は、2月26日までに代表者選任通知③土地所有者(借地権者)が死亡している土地の相続人は、2月26日までに相続の届け出と相続人代表者選任通知。

公聴会

閲覧期間 Ⅱ 1月8日(木)～22日(木) (土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分
 閲覧場所 Ⅱ 市役所都市計画課
 公述申出書の提出 Ⅱ 意見のある利害関係者は1月22日(必着)までに郵送で。住所・氏名・年齢・職業・案についての利害関係・意見の要旨を書いた公述申出書を市役所都市計画課へ

農業振興地域整備計画を縦覧

「前橋及び富士見農業振興地域整備計画」の農用地利用計画の変更案を縦覧します。これは昨年4月に受け付けた農振除外の個別申し出に基づいたもの。市内在住の人は意見書の提出を、農用地区内の所有者や権利者は異議の申し出ができます。
 日時 Ⅱ (縦覧・意見書の提出) 1月16日(金)まで (土日曜を除く) (異議申し出) 1月17日(土)～2